7

海岸法の特例

(一)　主務大臣は、海岸管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができることとした。（第七条第一項関係）

(二)　被災市町村の属する県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することとした。（第七条第二項関係）

(三)　主務大臣又は県知事は、(一)又は(二)の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、(一)の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第七条第三項、第四項関係）

(四)　(一)の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第七条第五項関係）

(五)　(二)の規定により県知事が施行する特定災害復旧等海岸工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとすることとした。（第七条第六項関係）

8

地すべり等防止法の特例

(一)　主務大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県の知事に代わって自ら特定災害復旧等地すべり防止工事を施行することができることとした。（第八条第一項関係）

(二)　主務大臣は、(一)の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、(一)の被災県の知事に代わってその権限を行うものとすることとした。（第八条第二項関係）

(三)　(一)の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第八条第三項関係）

9

下水道法の特例

(一)　被災市町村の属する県は、公共下水道管理者又は都市下水路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害復旧下水道工事を施行することができることとした。（第九条第一項関係）

(二)　被災市町村の属する県は、(一)の規定により特定災害復旧下水道工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、(一)の被災市町村に代わってその権限を行うものとすることとした。（第九条第二項関係）

(三)　(一)の規定により県が施行する特定災害復旧下水道工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとすることとした。（第九条第三項関係）

10

河川法の特例

(一)　国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川工事を施行することができることとした。（第一〇条第一項関係）

(二)　被災市町村の属する県の知事は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川工事を施行することができることとした。（第一〇条第二項関係）

(三)　国土交通大臣又は県の知事は、(一)又は(二)の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、(一)又は(二)の被災地方公共団体の長又は被災市町村の長に代わってその権限を行うものとすることとした。（第一〇条第三項、第四項関係）

(四)　(一)の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等河川工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第一〇条第五項関係）

(五)　(二)の規定により県知事が施行する特定災害復旧等河川工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとすることとした。（第一〇条第六項関係）

11

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例

(一)　国土交通大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することができることとした。（第一一条第一項関係）

(二)　国土交通大臣は、(一)の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、(一)の被災県の知事に代わってその権限を行うものとすることとした。（第一一条第二項関係）

(三)　(一)の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とすることとした。（第一一条第四項関係）

12

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（法律第三四号）（国土交通省）

1

被災地における建築制限

(一)　特定行政庁は、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第八四条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法第五条第一項各号に掲げる要件に該当する市街地の土地の区域を指定し、期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができることとした。（第一条第一項関係）

(二)　(一)の規定による制限又は禁止は、平成二三年九月一一日までの間に限り行うことができることとした。（第一条第二項関係）

(三)　特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において(一)の期間を延長することができることとした。この場合において、延長後の期間の満了の日が平成二三年九月一一日後となるときにおける(二)の規定の適用については、(二)中「平成二三年九月一一日」とあるのは、「次項の規定による延長後の期間の満了の日」とすることとした。（第一条第三項関係）

(四)　(一)の規定は、(一)の規定による区域の指定の際現に当該区域内において建築の工事中の建築物に対しては、適用しないこととした。（第一条第四項関係）

(五)　(一)から(三)までの規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定とみなすこととした。（第一条第五項関係）

(六)　建築基準法第九一条の規定は、(一)の区域について準用することとした。（第一条第六項関係）

(七)　(一)又は(三)の規定が適用される場合における(一)の都市計画に定められる事業又は(一)に規定する事業については、建築基準法第八四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業とみなして、環境影響評価法第五二条第二項の規定を適用することとした。（第一条第七項関係）